

トラック運転者の「過労死」防止に向けて —「物流の2024年問題」によせて

全日本建設交運一般労働組合関西支部 特別執行委員

《報告要旨》

1. 長時間労働と労働環境、休息・休憩の環境

長時間労働だけではない「過労死」リスクの要因

2 日以上 の 運行 に 従 事 す る 運 転 者 の 約 8 割 が 「 車 輦 内 ベ ッ ド 」 で の 睡 眠 ・ 休 息 を 余 儀 な く さ れ ている。

少 な く ない 運 転 者 が 、 他 の 車 輦 等 が 行 き 交 う 道 路 で の 駐 車 ・ 睡 眠 (振 動 ・ 騒 音 等 の 中 で の 睡 眠)

※ 長 時 間 労 働 の 是 正 と あ わ せ て 、 休 息 ・ 休 憩 の 環 境 改 善 が 必 要

長 距 離 運 送 の 大 半 は 夜 間 走 行 と な っ て い る 実 態

(高 速 道 路 料 金 な ど 、 国 の 制 度 設 計 も 夜 間 走 行 を 前 提 と し た も の と な っ て い る)

※ 夜 間 労 働 に 対 す る 規 制 の 強 化 が 必 要 と な っ て い る

2. 長時間労働の是正のみに目を向けると、運転者不足に拍車をかける？

トラック運転者の賃金実態

i . 賃 金 の 相 当 部 分 を 占 め る 「 歩 合 給 」 (出 来 高 給)

ii . 長 時 間 労 働 を 前 提 と し た 賃 金 形 態 残 業 依 存 と 「 歩 合 給 」 (出 来 高 給)

※ 労 働 時 間 短 縮 (時 間 外 労 働 時 間 の 短 縮) に よ っ て 、 減 収 と な ら ない 賃 金 形 態 へ の 改 善

全 産 業 水 準 で の 賃 金 水 準 へ の 到 達 と あ わ せ て 、 平 均 月 収 の 7 割 ～ 8 割 を 月 額 固 定 給 に 変 更 す る 事 件

3. 建交労トラック部会の要求と政策

① 長 時 間 労 働 の 是 正 と 賃 金 改 善 を 一 体 の も の と し て

② 夜 間 業 務 の 制 限 と 「 車 輦 内 ベ ッ ド 」 使 用 制 限

③ 労 基 法 お よ び 「 改 善 基 準 告 示 」 の 抜 本 的 改 正

4. 労使交渉だけでは解決できない諸問題について

① トラック運送事業の95%は中小・零細企業であること、受注産業であること から、荷主企業・元 請 企 業 と の 取 引 関 係 で 不 公 正 が 生 じ や す い (現 に 生 じ て い る)

② 1990 年 の 「 物 流 二 法 」 (物 流 の 規 制 緩 和) 以 降 、 極 端 な 過 当 競 争 に あ る 事 件

③ 安 心 で き る 安 定 し た 労 務 管 理 ・ 労 働 時 間 管 理 に は 、 荷 主 や 最 終 ユーザーである 消費者 (国民) の 理 解 と 協 力 が 不 可 欠

④ 公 正 な 取 引 関 係 に よ る 「 適 正 運 賃 」 収 受

5. 労働組合の果たすべき役割

中小企業における要求闘争は、企業内で自己完結しない

社会的な環境改善を同時に推し進めることが必要

その為に、統一労働条件確立を追求する要求闘争を通じて、中小企業経営者 との協力共同

関係を発展させ、経営環境改善・労働環境改善に結びつけること が必要

- ①行政・業界団体・荷主団体との交渉・懇談
- ②必要な規制強化、公正取引関係確立にむけた立法の働きかけ
- ③一般消費者(国民)に見える形での実態告発
- ④労働組合の組織率引き上げなど、労働組合の社会的影響力の強化

[2024-07-12 版]